

公益財団法人黒石市体育協会役員及び加盟団体会費規則

(目的)

第1条 公益財団法人黒石市体育協会（以下「協会」という。）定款第10条の規定に基づき、協会の役員及び加盟団体の会費に関する事項を定める。

(会費)

第2条 役員及び加盟団体は、毎年9月末日までに会費を納入するものとする。

2 会費の額は、次のとおりとする。

(1) 役員

ア 会長	5万円
イ 副会長	3万円
ウ 専務理事	1万5千円
エ 常務理事	1万円
オ 理事	5千円
カ 監事	5千円

(2) 加盟団体 2万円

(会費の使途)

第3条 前条の第2項第1号の会費は、毎事業年度における合計額の50%を公益目的事業会費に、残りを法人会計に充当する。また、第2号の会費は、毎事業年度における合計額の100%を公益目的事業費に充当する。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人黒石市体育協会役員等会費に関する規程（平成19年3月23日）は、廃止する。